

159-参-厚生労働委員会-6号 平成16年03月30日

※年金一元化、無年金障害者、物価スライド等年金改革について質問

○委員長（国井正幸君） 次に、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

まず、冒頭、厚生労働省としての大臣並びに局長の御見解を聞いておきたいんですけれども、昨日、一昨日と小泉総理から、いわゆる年金の一元化についての前向き発言といたしますか、将来あるべき年金制度というやはり一元化が望ましいと思っておると、こういう発言があったわけでございます。

昨日は年金局長も官邸に行かれて総理直々に御指示を仰がれたやに聞いておるわけですが、年金局長、まず、昨日の総理の御指示は何だったんでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 総理から指示は特にございません。

総理のところでお話を申し上げましたのは、特に自営業の方の場合に、その所得の把握の問題でありますとか、自営業の方ですと今基本的には国民年金は定額の保険料をお支払いいただいておりますが、所得能力が低い方につきまして免除という仕組みを取っておるわけでございますけれども、この点について、例えば被用者年金的に事業主負担みたいなことを果たして自営業の方が負担できるだろうかというような、そういう一般論についてお話を申し上げたということでございます。

○辻泰弘君 この点、一元化の問題につきましては、私自身も何度か質問してまいりましたし、民主党としても御提案させていただいているところですが、いつもは坂口大臣の御見解、思いを同じくするところも多いんですが、この一元化についてはちょっとニュアンスが違っておまして、前回も聞きましたけれども、いささか消極的というふうな感じがするわけでございます。

坂口大臣、この総理の一元化前向き発言といたしますか、これをどのように受け止めておられるでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 総理が言われた一元化といたしますのはどういう一元化を目指し

ておみえになるのかということ、私も現在のところはお聞きをいたしておりません。

今あります年金制度とその一元化を比べましたときに、一元化というのは、現在は基礎年金があって、そして上に厚生年金、二階部分が乗っかっている、共済その他多少の違いはありましてもその構造は変わってないわけでありまして、だから今問題になっているのは、自営業者の皆さん方にも二階の部分の構造的に参加をしてもらうかどうかということなんだろうと私は思います。機能面ではいろいろの機能をまた持たすということはあるだろうと思いますけれども、構造上考えますと、今、二階部分が自営業者の皆さん方それから農林漁業の皆さん方はないわけでありまして、ここに、皆さん方もここに参加をしてもらうようにするかどうかの話なんだろうというふうに思っております。

それは、そういう意味で一元化の議論というのは私もあるというふうに思っておりますが、ここはやはり自営業者の皆さん方がどう思っておみえになるかという、皆さんのお気持ちもよく聞かないといけないというふうに私は思います。何でもかんでも一元化したらいいという話ではないだろうというふうに思っております。

そういうふうな意味で、総理がおっしゃった一年なら一年掛けてよく議論をしましょうということであれば、私もそれは大変結構なことで、議論をしていただいて、そしてそれで、みんながそれでいいということになれば、それはそういう方向もあるだろうというふうに思っております。

○辻泰弘君 坂口大臣はこの点についてはいささか慎重派ではないかと私は思うんですが、やはり難しいから後だとか難しいからやらないということではなくて、やはり難しいけれども目指すんだと、こういうことで、やはり職業が違ってても一つの同じ社会保険の制度の中で、年金制度の中で位置付けられるというのが本来のあるべき姿だと思いますので、にわかにできないというのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、やはりそこを目指すんだという姿勢でいくのと、やはりそれは後だということとはおのずとにじみ出てくるものが違うと思うわけでございます。そういった意味で、私は、一元化ということをしっかり見詰めて、抜本改革と言われる以上、取り組んでいただきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

それで、物価スライド本体のことについての御質問に入らせていただきたいと思っております。

まず、今回の提案理由説明を拝見いたしましたとき、大臣はこうおっしゃっておられるわけです。平成十六年度においても、現役世代の賃金が低下している中で、保険料を負担する現役世代との均衡の観点から、高齢者等の生活に配慮しつつ、特例措置としてと、こういうふうにおっしゃっているわけでございます。ここで、保険料を負担する現役世代との均衡の観点と、それと高齢者等の生活に配慮しという、この二つのことをおっしゃっているわけでございます。

ただ、昨年十二月五日の閣議決定を、予算編成の基本方針についての閣議決定を拝見いたしますと、「保険料を納付する現役世代との均衡や制度に対する信頼確保の必要性等を

考慮し、」ということを書いておられまして、その現役世代との均衡ということは同じなんですけれども、閣議決定、十二月五日のときは制度に対する信頼確保の必要性をおっしゃり、提案理由説明では高齢者等の生活に配慮と、こういうふうに変えておられるわけなんです。

このことはどういう意味を持つのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 制度に対する信頼性という意味では、物価スライドの原則は、物価が上昇したときにはその上昇に応じて年金額を引き上げる、それから物価が下がったときには下落率に応じて年金額を改定するということをごさしまして、実質的に物価による購買力の維持を図るということをごさします。

それで、ただ、その点について、特例措置を三年間講じてきておりましたので、その特例措置についてどういう手順で解消していくかということだろうというふうに思いますが、いずれにしても特例措置を解消していくということをごさしまして、ただ、その特例措置を解消します平成十六年度につきましては、これまでの特例措置分一・七ということを一挙に解消するということは難しいということで、先ほどお話がございました現役の賃金が十五年、低下傾向にごさしますので、そのことと平成十五年の物価の下落率を踏まえまして、十五年の物価下落率について改定をするという、そういう趣旨だろうというふうに思っております。

○辻泰弘君 私は、私が答えを申し上げるような感じがしますがけれども、十二月五日の時点では、制度に対する信頼確保の必要性から物価スライドを実施するという見地が一つあったと。そして、具体的に〇・三%ということになったときに、高齢者等の生活に配慮したと、こういうことだと私は思っているんですけれども、そうではないですか。

○政府参考人（吉武民樹君） 今、先生お話がございました現役の賃金の低下傾向をどう考えるかという問題と、それから、その時点ではまだ物価スライドの具体的な手法について確定をいたしておりませんので、その基本的な考え方としては、できるだけ本来の物価スライドの機能といいますか、これに近づけていくということがございまして、その両方を述べておるといことだろうと思います。もちろんその中には高齢者に対する配慮というのは、これまでの経過から申し上げましても含まれているということだろうというふうに思います。

○辻泰弘君 これは、十二月段階では物価スライドを実施するということの論理をおっしゃって、今度の提案理由説明の中では具体的に高齢者等の生活に配慮したんだと、こういうふうな論理構成だと思っています。

それはそれといたしまして、次に、十二月十八日時点で財務相及び厚生労働大臣との確

認書というものができているわけでございます。四項目から成っているわけでございます、これ、それぞれ私も拝見して法律等照らし合わせましたので大体理解をいたしましたけれども、一つ二つお聞きしておきたいんです。

まず、四項目めに、「物価スライドの特例措置により生じてきている財政影響については、平成十六年の年金改革で導入するマクロ経済スライドによる給付調整により適切に措置するものとする。」ということになっていて、「適切に措置する」と書いてあるんですけども、これはどういうことを意味するのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君）　ここで触れておりますのは、特例措置を継続をしておりますので、特例措置分につきましてはのこれまでの特例措置を講じない場合に対しました給付増がございます。その給付増についてどう考えるかということでございますが、これは、これまでも特例法の中で検討するという規定で検討することにしてきておったわけでございますが、今回の年金法改正の中で、マクロ経済スライドで将来の保険料あるいは国庫負担とそれから将来の給付水準を調整していくという仕組みを取っておりますので、その調整の中でこの問題についても解消をするという趣旨でございます、調整とは別に解消をするという趣旨ではございません。

○辻泰弘君　すなわち、これまでの負担増の部分はそのまま残ると、こういうことになるわけですね。

○政府参考人（吉武民樹君）　給付費ベースで申し上げますと、これまでの特例措置による財政影響が厚生年金で二兆一千九百五十億、共済組合は別でございますが、厚生年金、国民年金で二兆一千九百五十億ございます。これは、一・七%の特例措置を講じたことによりまして、当該年度の年金給付費の額はそれだけ法律の規定どおり物価スライドをした場合に比べまして増えておるわけでございますが、この二兆一千九百五十億というのは将来の年金財政の中に影響を与えておりますので、今回のマクロ経済スライドではこの点も織り込みまして、この影響額も織り込みまして、全体として安定をさせようという趣旨でございますので、そういう意味で、マクロ経済スライドのその調整の中でこの二兆一千九百五十億の影響額についても均衡を図っていくという趣旨でございます。

○辻泰弘君　「適切に措置する」というのが、マクロ経済スライドはそもそも少子化と高齢化の部分に対応するというので、被保険者数の減少と寿命の伸びというものを加味するやつですから、そのマクロ経済スライドによる給付調整というのは、そのことがすべてであって、結果として、それがより時間を掛けることによってこの財政影響がカバーされるということになると思うんですけども、この表現だと、マクロ経済スライドの給付調整自体で適切に措置というふうな表現になっているのがちょっといかなものかなとい

うふうに疑問を持つところでございますけれども、御趣旨は理解をしたところでございます。

それで、この確認書ですけれども、署名が財務大臣、谷垣大臣と厚生労働坂口大臣と、こういうことになっているわけですが、この物価スライドの特例は当然、国共済、地共済、私学共済にもかかわるわけでございます。そういった意味で、財務大臣は財務大臣同士でやるというのもちよっと変になりますけれども、この当事者に総務大臣、文科大臣が入ってしかるべきじゃないかと思ったんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 二つの理由があるだろうというふうに思っております。

現実には、事前大臣折衝を財務大臣と厚生大臣とで行っていただきまして、その結果がこういう確認書ということになってございますが、もちろん、先生がおっしゃるとおり、地方公務員共済制度あるいは国家公務員共済制度あるいは私学教職員共済制度というのは公的年金制度の一翼を担っておりますが、いわゆる三階部分、三階部分を別といたしまして、基本的には、給付設計は基本的に厚生年金と同じ状態になってきております。

そういうことを踏まえまして、被用者年金制度の一般制度でございます厚生年金制度、それから国民に共通の基礎年金、あるいは国民年金制度を所管する厚生労働大臣に財務大臣と物価スライドの取扱いに協議をしていただきまして、その結果が調いましたので、この協議結果に基づいて、各共済制度を所管していただいております総務大臣あるいは文部科学大臣においても同様の措置を講じるという、こういうことになったものだろうと思っております。

それからもう一点、従前で申し上げますと、厚生大臣、かつての厚生大臣は年金担当大臣という指名を受けまして、厚生年金、国民年金、あるいは基礎年金のみならず、公的年金全体についても一応調整的な仕事を担当していただくということになっておるわけですが、厚生労働省になりまして、厚生労働大臣自身がそういう言わば基礎、共済年金の基本は財務大臣あるいは総務大臣あるいは文部科学大臣が基本的な責任を負われるわけですが、そういう調整的な機能も厚生労働大臣が持たれるようになっていくという、こういうことも踏まえて厚生労働大臣と財務大臣の折衝が行われ、こういう確認書が交わされたものだというふうに理解しております。

○辻泰弘君 かつては、そうすると明示的に年金担当大臣というポストになっていたけれども、今はそれはないと、その意味合いが厚生労働大臣に入っていると、こういうことではないのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 元々医療保険につきましては、かつての厚生省時代、厚生大臣は医療保険制度につきましては、国民健康保険あるいは政府管掌健康保険のみならず、共済を担当しています医療保険についても調整的な機能を持っておられたわけでございます。

す。年金につきましては、厚生大臣はその厚生年金、国民年金を所管をされるということをごさいますて、そういう調整的な機能というのは明示的にございませんで、それが省庁再編のときに厚生大臣の所掌事務の一つとして明示されたと。

明示される前は、そういう意味で公的年金全体の調整といいますか、例えば一元化なり統合というものがございませんで、そういう問題については、厚生大臣に公的年金担当大臣という御指名をいただきませんで、その両方の機能を持っておられたということございませんで、現在ではその調整的な機能も含めて厚生大臣が持っていたいでございませんで、

○辻泰弘君 私も一元化等の議論をする過程で年金担当大臣が必要だというふうにつくづく思っていましたので、そのことをもう既に厚生労働大臣が担っていたいでございませんで、そのことを知りませんでうれしい限りでございませんで、ますます共済の問題についても議論がしやすいようになったと、このように思うわけございませんで。

それで、一つ今の国共済、地共済、私学共済の部分ですけれども、職域加算的なものがあつたと思ひますが、今のお話だと、それは二階と考えるんですか、三階と考えるんですか。

○政府参考人（吉武民樹君） 私どもの理解では、従来は共済年金は、先生御案内のとおり、かつては恩給的な体系できておりましたて、その勤続年数に対応しませんで、最終一年間の俸給に対して何%支給をするかということできておりましたけれども、ちょうど昭和六十一年の改正で、厚生年金と同様に生涯の平均標準報酬に対応して報酬比例分を支給すると、それから基礎的な部分については基礎年金を支給するという体系に変わつておりました。

今の状態の整理で申し上げますと、二階部分というのがちょうど厚生年金の報酬比例分に相当するところございませんで、その上の部分というのは、ある意味で職域部分、職域部分というのは、厚生年金的な見地で申し上げれば企業年金的な部分といひませんで、という性格だろつと思ひませんで。

ただ、一点違ひませんで、共済年金の場合には、三階部分につきませんで、事業主である国あるいは事業主である地方公共団体と、それから実際に被用者である公務員がそれぞれ半分ずつ費用負担をしておると。企業年金の場合には、大多数の企業年金におきませんで、その負担は企業負担でございませんで、その仕組みは少し違ひませんで、という感じがしてございませんで。

○辻泰弘君 そういう意味では、二階か三階か、ちょっと二・五階ぐらひの感じかもしれませんで、それはまた改めてお聞きしたいと思ひませんで。

それで、この物価スライドの特例のことございませんで、平成十六年度の概算要求段階では平成十五年の消費者物価下落率のみを盛り込んで、それ以外のいわゆるマイナ

スー・七%の部分は年末の予算編成にゆだねたと、こういうことだったと思うんですけども、これ、十七年度の概算要求段階では、それと同じような平成十六年の消費者物価上昇率、政府見通しマイナス〇・二でございましてけれども、これを、のみを盛り込むと、こういうような対応になるのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 平成十六年度、それからそれ以前の十五年度もそうでございますが、その概算要求のときの経緯を申し上げますと、年金法の基本的な考え方で申し上げますと、マイナスの場合でも物価が下がった率に応じて年金額を改定するというのが原則でございます。そこに特例法を出ささせていただきまして、例えば据置きにするとか、あるいは平成十五年度で申し上げれば〇・九%引き下げていただくということになっておるわけでございます。

最大の問題は予算のシーリングの問題でございまして、予算のシーリングの問題の最近の考え方で申し上げますと、今申し上げました平成十六年度で申し上げますと、特例措置分が一・七%ございまして、それから平成十五年の物価の下落の見込みが当時〇・四でございました。それで、本来の原則に戻りますと二・一%のマイナス改定ということでございまして、シーリングの枠としましては一応マイナス二・一ということで枠を設定をいたしておりますが、私どもといたしましてはそれでは円滑な改定ができないだろうということがございまして、概算要求時の閣議了解の中で予算編成過程で検討するということになっておまして、これを踏まえまして私どもは、概算要求基準の枠外で今申しました特例措置分一・七%の要求をさせていただいているということでございます。

それで、平成十七年度でございまして、平成十七年度のシーリングの取扱いというのはまだ未定でございますので、これから政府全体で検討しなければならないということだろうというふうに思いますが、今回の国民年金法等の一部を改正する法律案で規定をいたしておりますのは、物価が下がりましたときにはその下がった分だけを改定をするというのが原則でございますので、そういう意味からいいますと、私どもは、概算要求としては、これは今の財政の、政府経済見通しでマイナス〇・二ということでございます。まだ確定をいたしておりませんが、私どもとしてはこのマイナス〇・二ということを念頭に置いて財政当局とよく折衝していきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 それで、今回の法案の中身について具体的にお聞きしたいと思うんですけども、法案の第一項目めに「平成十三年の年平均の物価指数に対する平成十五年の年平均の物価指数の比率」と、こういうふうになっているわけでございます。この数値は消費者物価指数、十三年九九・三、十五年九八・一と、この比率ということになると思うんですけども、その比率の出し方ですね。四捨五入的なこと、あるいは切上げ、切下げもあり得るわけですが、その辺どういうふうにしておられるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人（吉武民樹君） 先生お尋ねのとおりでございます。消費者物価指数の統計は現在基準年が平成十二年でございます。これが一〇〇として表示をされております。これに基づきまして、平成十五年の年平均の消費者物価指数は九八・一でございます。それから平成十三年の年平均の消費者物価指数は九九・三でございます。したがって、九九・三で九八・一を割りまして、〇・九八八ということを出算をいたしておりますが、厳密に申し上げますと〇・九八七九一五四といった数字でございますが、小数点以下第四位で四捨五入をいたしまして〇・九八八というふうに出算をいたしております。

○辻泰弘君 それから、「比率を基準として」と、こういうふうになっているわけなんです。その比率を基準として改定すると、比率で改定するというにはなっていないわけなんです。その意味で、その基準としてというのはどういう意味を持つのかとちょっと疑問に思うんですが、どういうことでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 年金の額の中に定額的に年金法で規定している額がございます。それから、報酬比例部分につきましては率という形になっております。この二つがございますので、実際に年金額を確定をいたします際には、今回の特例法の本則第二項におきまして、今申し上げましたような平成十三年の物価指数に対する平成十五年の物価指数、これを基本といたしまして、具体的に額の改定の定め方を、これ定額で定める場合もございまして、先生が今おっしゃいます率で定める場合もございまして、その両方を政令で具体的に規定するというところでございまして、そういう意味での基準でございます。基本は今申し上げましたこの率をそのまま反映をするということでございます。

○辻泰弘君 今御指摘の中にありました二項めの方に、「額の改定の措置は、政令で定める。」と、こういうことになっているわけなんです。その政令は具体的にいかなる内容になるのかと、このことについて御説明ください。

○政府参考人（吉武民樹君） これは、今までの改定でも政令を出ささせていただいておりますが、例えば定額のものにつきましては、物価スライドのマイナス改定率を乗じたものを定額で政令で定めるという形でございます。それから、定額でございまして、例えば報酬比例年金のようなものにつきましては、その報酬比例年金の計算式で得られた額に対しまして、物価スライドのマイナス改定率を乗じたものを計算をするという形でございます。

いずれにいたしましても、基本的には物価スライドの改定率をそのまま定額、あるいは報酬比例年金に反映をするという形でございます。これはもう政令はそういう形を出させていただきます。



○辻泰弘君 先ほど御説明いただいたその比率のことですけれども、厚生労働省がなさるときこの比率の出し方というのは、小数点四位を四捨五入と、こういうのは基本というふうになっているのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 基本的には小数点第四位を四捨五入するというので考えてきております。

○辻泰弘君 この措置は当然、国民生活、年金受給者に影響を及ぼすことになるわけですが、国民、受給者の方々に対する周知徹底、実は国民全体が皆保険、皆年金という体制の中にあるわけですから、そういう意味では受給者のみならずと言うべきだと思うんですが、まず受給者に対してこれまでどういうふうに通達をされてきたか、あるいは全体に国民に対してどういうふう公表されてきたかと、そのことをお聞きしたいと思います。

○政府参考人（薄井康紀君） お答えをいたします。

国民年金等の年金額の物価スライドにつきましては、スライド改定等の際に受給者の方にお知らせをする、あるいは一般的にPRをするということでやってきているところでございます。

直近の事例、二つほど申し上げますと、平成十四年度は物価スライドの凍結が行われたわけでございますけれども、平成十四年度の場合には、年金振込通知書、これ六月支払のところから額が変わりますので、その段階での年金振込通知書に物価スライドによる年金額の改定はありませんという旨を記載をしたところでございます。

昨年度、昨年度というか、まだ平成十五年度ですから、平成十五年度でございますが、初めてのマイナス物価スライドが実施をされたところでございますけれども、御案内のように、物価下落分、平成十四年、前年の物価下落分のみ〇・九%のマイナス物価スライドとなったわけでございますけれども、平成十五年度の年金改定通知書というものの中にその考え方や仕組みを図も交えて記載をし、受給者の方に通知をさせていただいたところでございます。

それから、社会保険庁のホームページにおきましては、マイナス物価スライドの記事を掲載をいたしましたし、また社会保険事務所なりあるいは市町村の窓口におきまして、年金受給者あるいはその他の方からの照会に対応するためのリーフレットを作成し備付けをしたというところでございます。

本年につきましても、基本的には同様の形で周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○辻泰弘君 私、六月に通達を出されると、それはそれで実務的には仕方がないと思うし、それに上乗せして出すということは、なかなかコストも掛かるし大変だと思うので、それ

はやむを得ないと思うんですが、多くの方は承知されるかもしれませんが、しかしやはり三月三十一日に政令を決められるんでしょうから、その時点でやはり国民に対してこういうことになったんだということを、取材を受けて答えるというんじゃなくて、自ら公表するといいますか、こういうふうになりましたということを記者発表なりされるということで伝えるということがまずあって、それでかつ、六月になるけれども個別の通知があると、こういうことであるべきだと思うんですけども、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣（坂口力君）　そこは御指摘のとおりと私も思います。

○辻泰弘君　では、そういう方針でお取り組みいただきますようお願いしておきたいと思います。

それで、次のポイントですけれども、今回の物価スライドの〇・三%を適用するというその部分ですけれども、その部分は、ある意味では政府案、当然かもしれませんが、低年金の部分にもかかわってくると、こういうことになるわけでございます。

厚生労働省として、いわゆる無年金あるいは低年金、こういった方々の状況、生活実態、こういうものをどのように把握されているのでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君）　社会保険庁の方で実施をいたしております公的年金加入状況等調査というのがあるわけですが、それによりますと、六十五歳以上の方について申し上げますが、恩給を含む公的年金の受給権のない方という方が平成十三年の十月で約六十万二千人という形で推計をいたしているところでございます。

それから、年金額の低い方ということでございますけれども、国民年金の受給権者につきまして、自営業者などでずっと過ごされた方、厚生年金の上乗せがない受給権者ということで見た場合の、国民年金だけで見た場合の年金月額一万円未満の方という方が平成十四年度末で約六万人ということで数字を持っております。

ただ、今、ずっと自営業者という形で申し上げましたけれども、これらの方の中には、国民年金の加入期間は短いけれども共済組合の加入期間が長いと、共済年金をもらっておられるという方もおられると思いますので、これらの方がすべてが非常に低い年金だということではないということは御理解をいただきたいと思います。

それから、年金額が低い方の生活実態ということでございますけれども、私ども社会保険庁で行っております調査では必ずしもつまびらかではないわけですが、先ほど申し上げましたいわゆる公的年金の受給権がない方六十万二千人の中でも、配偶者がある方は、約六割の方が配偶者があると。そのうちの約半数は配偶者が公的年金の加入者あるいは受給権を持っていると、こういう形でもあるわけですが、いずれにいたしましても、自らの収入あるいは貯蓄、それから今申し上げたような配偶者も含めました家族からの扶養、あるいは中には生活保護という方もおられるかも分かりませんが

も、そういう中で生活を送っておられるものというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 私ども民主党は、衆議院段階でこの法案に対しまして対案を出させていただき、否決されて、反対という姿勢で立たせていただいておりますけれども、この低年金者に対してもスライドを適用すると、この部分についてでございます。

私ども民主党は、昨年の選挙におけるマニフェストにおきましても、最低保障年金ということを訴えさせていただいて、大体七万円弱というふうな数値を目標といたしておりますけれども、そういった最低保障年金を掲げる私どもの姿勢といたしまして、今回のこの物価スライドが低年金者の方々にも適用されるという部分は我々としては承服できないと、こういうような立場で対案を出させていただきました。そういった意味で、本案に対して反対するというので、後ほど討論もさせていただくと、このような形になるわけでございます。

そこで、今お話はいただいたところでありますけれども、しからばそのいろんな要因はあるだろう。もとより、制度成熟過程といいますか、今日までの過程で、奥様の方の任意加入という部分、あるいは御主人が年金を受給されているということもあるかもしれませんが、いずれにしても、やはりそれぞれ個人に年金が、年金権があるというか、受給を実際にされると、こういったことが大事だと思うわけで、そういった意味で無年金者の解消のための考え方というものをしっかりと持つべきだと思うんですけれども、無年金者解消のための対策をどのように考えておられるか、御質問したいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 今回のいわゆる無年金障害者の問題が出ましたときに、どうしても考えなければならぬのは、無年金者をこれからやはりなくさなければいけない。過去の問題を解決すると同時に、これから先の問題をセットでやはり考えておかなければならないということだろうというふうに私は思っております。

したがって、この未加入という人がおります以上、それは同じようなことが起こるわけでありまして、また大変厳しい生活を強られる人が生まれるわけでございますから、まずは未加入者をなくするということが大事というふうに思っております。

したがって、二十歳になって、学生でおられる皆さん方に対しましても、とにかく加入はしていただくということをしておいて、そしてそれから、払えない人につきましてはしばらく猶予期間を与えるということにすると。

ですから、すべての人を加入者として、そして、それから後どうするかということは次のステップだというふうに思っております。まずは加入していただくということが大事というふうに思っているわけございまして、そうした意味で、お若い皆さん方の問題にも対応しているところでございますが、途中でその掛金をおやめになって、そして二年以上掛金をおやめになっているということになっていきますと、これまた未加入状態になるわけでありまして、そうしたことにならないようにどうするかということをやります。

もより積極的にやっていかなければいけない。

その中にはいろいろ様々でございまして、経済的に非常に厳しいから掛けられないという人があります一方、経済的にはゆとりがあるけれども入らないという人もあるわけでありますから、経済的にゆとりのない人に対しましては、それは免除制度を適用をして、そして正式に払っていただかなくていいようにする。

問題は、掛けられるけれども掛けないと、いわゆる入る能力はあるけれども加入しないという人たちに対してどのようにこれから説得をしていくかということが一番大きい問題でございまして、ここは、強制的な手続も交えて、そして是非ここは加入をしていただくようにしていきたいというふうに思っております。

何でもかんでも強制的にやればいいのかといえば、それはそうではないだろうと思っております。年金でございまして、まずその趣旨をよく理解をしていただいて、そしてやはりお入りいただくことがいかに大事かということをやはり丁寧にここは手順を踏んでいかないといけないというふうに思っております、そういうふうな手順を是非踏んで、全体に皆さん方に御加入いただけるようにしていきたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 今、大臣おっしゃった未加入者の解消が大事だというのは、それはそのとおりなんですけれども、今回の政府の法案等、あるいはこれまでの対応を見ますと、やはりその部分について抜本的な対応というふうになってないんじゃないかと、このように思わざるを得ないわけでございます。

すなわち、やはり税方式にするとか最低保障を作るとか、そういった抜本的な改革でなければ無年金者解消につながらないと、このように思うわけございまして、また今後の議論のテーマに挙げさせていただきたいと思っておりますけれども。

ただ、現行制度の枠内でも考えられることといたしまして、今、受給資格期間が二十五年ということになっていて、基礎年金はそれでなきゃ駄目ですし、二階部分もそれを満たしてなければあずかれないと、こういうことになっているわけですが、その二十五年の短縮ということがやはりあり得ると思うんですね。

現実に諸外国の状況を見ましても、最低加入期間、日本二十五年ですけれども、アメリカは十年、イギリスは十一年とか女性は十年ですか、ドイツ五年、フランスなし、スウェーデンは最低保障年金が三年間の居住要件ありと、こういうことになっているわけございまして、二十五年というのは長いというふうにも思うわけです。

短ければいいということではないし、やはりある程度の期間は必要だと思いますけれども、しかし二十五年は少し長いんじゃないかと、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 先生御案内のとおり、例えば低所得の方につきましては免除制度を活用していただくということは可能でございますし、それから、今回の改正法案

の中にも入れさせていただいておりますけれども、少し多段階の免除制度と申しますか、四段階ぐらいの免除制度によりまして、よりこの免除制度の活用ができるというようなことも考えております。

それから、例えば二十歳代の方でいわゆる仕事が安定していない状態で仕事をしておられる方につきましては、今の仕組みで申し上げますと、世帯の所得を前提に免除の判定をいたしますので、例えばその父親あるいは母親の方が相当収入がありますと基本的には保険料を支払っていただくという形でございますが、こういう方につきましても御本人、あるいは結婚しておられる場合にはその配偶者の所得で考えようということで、保険料納付を十年間できるというような仕組みを取っております。そういうことの組合せで基本的にはこの二十五年の期間を満たしていただくということだろうというふうに思っております。

それから、短い保険料納付期間になりますとそれだけ年金額も低くなるという問題点もございます。それから、その期間を非常に短くした場合に、一応受給資格期間に達せられますので、その後、保険料は、納付の意欲についてどういう影響を与えるかといった点もございます。これを短くすることについてはまた逆のいろいろな点についても問題が出てくるのではないかとこのように考えております。

○辻泰弘君 私、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、二十五年はずっと前からそうだったでしょうか。二十年という時期はなかったでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 厚生年金が、厚生年金と国民年金が別々の制度でございましたときに、厚生年金の場合には二十年という形でございました。それから、厚生年金の場合には高齢十五年という仕組みを取ってございましたが、その多分最大の理由は、産業構造が変わってきておりますので、要するに高度経済成長の前後の時期には自営業からサラリーマンになられた方がたくさんおられるということでございまして、そういう点も配慮しまして、厚生年金は二十年、あるいは中高齢で厚生年金に加入されました場合には十五年という措置をかつて取っていたことがございます。

○辻泰弘君 そういう経緯があるようですけれども、二十五年というのは固定的なものではないということだと思います。この点についてもまたこれから議論をしていきたいと思っておりますけれども、ひとつやはり無年金者解消ということが一つの大きな大事な課題でございますので、その点についてはしっかりとお取り組みいただくように、二十五年の短縮についても御検討いただきたいと、このように申し上げておきたいと思っております。

それで、無年金ということを行いましたけれども、実はこの間も議論がありました無年金障害のことについてちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

二〇〇二年七月に坂口大臣が出された試案がございまして、その中に、福祉的措置によって解決する以外に方法は残されていないと、このようにおっしゃっているわけござい

ます。すなわち拠出制の年金制度の中で見ることはできないよと、こういうことをおっしゃっているわけですが、このお考えに変わりはありませんか。

○国務大臣（坂口力君） そのときにも非常に悩んだわけでございますけれども、年金制度の中で見ていくということになりますと、年金の掛金をしていなかった人でございますので非常に制約がある。そして、その中にもいろいろのグループがございまして、学生さんのような、いわゆる制度が円熟していきます過程の中で、年金制度がですね、年金制度の円熟過程において、掛けても掛けなくてもいいといったようなときがあって、そのときに掛けなかった人もあれば、外国人のようなケースもございまして、それから、掛けなければならないのに掛けなかった人たちもいるというようなことで、いろいろのグループがあるわけございまして、そうした人の問題を全面的に解決をしていくということになりますと、やはり年金に掛金をしていただくということが年金の一番基礎でございますから、そこにお入りいただいていたということ、本当は入らなければならなかったのに入らなかったということを勘案いたしますと、年金の問題だけでなかなか議論をすることは難しいということであったわけでございます。したがって、福祉の問題も含めてそこで申し述べたわけございまして、私のその案はどちらかといえば福祉に軸足を置いた案になっております。

ただ、財源をどうするかといった問題もあるわけでございますから、必ずしも現在、福祉一本やりというふうに私も思っているわけではございません。財源の問題等もございまして、どうするかという問題もございまして、もう少し柔軟な考え方で対応したいというふうに思っているところでございます。

○辻泰弘君 すなわち、年金制度の中で見ることも一つの検討の対象であるということになりますか。

○国務大臣（坂口力君） ここはいろいろ知恵を絞らなければいけないところだというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、こういう時期でございますので、一歩前進をしなければならないというふうに思っているわけございまして、そのためにどうするか、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

○辻泰弘君 私もこの問題につきまして二年半ぐらい前から何度か御質問させていただきまして、坂口大臣は一生懸命取り組んでいただいたということに私は敬意を表しておるわけでございます。

平成十四年の八月八日の決算委員会のときも、大臣は、財務省がすげなくできないと言ったのに対して熱を込めて御答弁いただいております、無年金障害者の問題ですけれども、政治の場におきましては、いずれの原因であれ掛金をするいとまなく障害者になった

人たちをそのままに捨てておくということは許し難いことだと、このようにおっしゃいましたし、財政上誠に厳しいときではございますけれども、厳しいときであればこそ、やはり分かち合うという精神が必要だと、やはり手を差し伸べる、やはりその人たちの方向もしっかりと見据えてすべてを決着していくということが私は必要ではないかというふうに考えていると、このようにもう一年半前におっしゃっていて、またそれらの上に試案を出されたわけでございますけれども、そういうことについては私は敬意を表しておるわけでございます。

ただ、大臣というお立場の方がここまでおっしゃり、また試案まで出されておきながら今日まで動かなかったと、このことを私は非常に残念といたしますか、それこそ許し難いことだと、このように思うわけでございます。

そこで、やはり大臣のこれまでのこのことについてのお答えを私も全部承知しているつもりでおるんですけれども、やはり二つポイントがございまして、一つは、この本委員会で御答弁になった中で、年金局の方はうちの関係じゃございませんと言う、障害福祉部の方もそれはうちじゃございませんと、私の言いますことがたらい回しになっているということを大臣が二〇〇二年五月に御発言になっておるわけでございます。大臣のおっしゃることすらたらい回しになるんならば、野党議員の私どもが言うのがたらい回しになるのは当然だというふうに理解をし、納得をし、いろいろ講演のときに使わせていただいているんでございますけれども、ただ、そのものが一つある。

それと、この間、三月二十五日に本委員会で大臣は発言されているのですけれども、そのときに、森さんに対してですけれども、調査をしると言ったと、しかし、調査が出てきたのが百数十名の人たちの調査で、数が少な過ぎる、全体像を把握するに至らない、もう少し全国的な調査をしてほしいと言ったと。それから、全国で難しければ都道府県の調査、そういうサンプル的なものでもどうかというようなことも言ったという意味だと思ふんですね、是非早く調査してもらいたいと言ったと。しかし、どういうわけか、なかなかその結果が出てこなかったというのが今日に至る経緯であると、このようにおっしゃっているわけでございます。

すなわち、やはり厚生行政という、生活、人生、生命というのを厚くする、人間の幸せを追求すべき厚生労働省、また政治自体そうだと思うんですけれども、そのことの本義が忘れられて、厚生省が結局無謬主義といたしますか、今までのやっていたことの継続の上で、そこだけ何か小さくきれいにして大局を見詰めていないような、そういったふうに思うわけですね。そして、結局裁判に行き当たったときにその場その場で対応してくるというふうな感じがするわけですが、こういった厚生行政の在り方というものについて、大臣、一言御見解をお示しいただきたい。

○国務大臣（坂口力君） 余り本当のことを言い過ぎたわけでございますが、厚生労働省も幾つもの裁判がございまして、本当に次から次へと負け続けるわけでございます。これ

は、やっぱり厚生労働省として裁判の、裁判もいろいろですから、裁判の決定が地裁、高裁、最高裁とあるわけで、それぞれが出たからそれがすべてが正しいということでは私もないとは思いますが、しかし、いろいろの問題があつて、次から次へとう裁判で負け続けるということは、やはり厚生労働省としても考えを、考え方を少し改めなければいけないというふうに率直に私はそう思っております。

法律に忠実であることも大事でございますが、やはり厚生労働省の仕事でございますから、やはり、国民に対する温かさというものがやっぱり欠けてはならない、そこが大事だというふうに実は思っております、それで、この無年金の問題は、できれば裁判になる前に何とか決着を付けることができるというふうに考えまして、あの当時、試案も出したりしたわけでございますが、これは財政上の問題もこれありでございます、決して少ない額ではございませんから、それをどうするかということもあることも事実でございます。

ですから、厚生労働省としては、もしもそういうことを決めるということになればそれなりの財源を確保しなきゃならないと、それをどうするかという問題もそれは当然のことながらあつたというふうに思っておりますが、そうした問題がございまして今日に至つたということだろうというふうに思っておりますが、決して忘れていたわけではありませんで、今年この年金制度を改正するに当たりまして、この問題は与党の方にも御論議をいただきまして、そして速やかに結論を得るということで合意をいただいているところであつたわけでございます。したがって、この無年金障害者の問題につきましては、そうした時期を迎えてもいたということだろうというふうに私は理解をいたしております。

○辻泰弘君 正直に言い過ぎたというお話でございましたけれども、これからもまた正直に言っていただきたいと思うんですけれども。

この点、議員立法で措置するという話もあつたりするわけですが、その点はどう考えていらっしゃいますか。

○国務大臣（坂口力君） これも、これは議員立法ということになれば皆さん方の合意を得てやらなければいけないわけでございまして、そうしたことも含めてこの検討は進められていくというふうに思っております。

○辻泰弘君 議員立法のことを聞くのも筋違いの部分はあるんですけれども、すなわち、私は、政府、閣法でやるべきじゃないかと、こういう意味合いで申し上げているわけなんです。

すなわち、先ほど言ったような、厚生労働省の事務的ないろいろな、大臣がおっしゃつたようなそういった体質とか、そういったものを払拭する意味からも、これまでの反省の意味を込めて、いつまでに閣法で作れということを示されて、それに対応すべきではな



いかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 政府が出すということになりますと、これも時期の問題もございまして、いわゆる予算関連の法案というものを政府が出します場合には、もう既に、三月の幾日までに出すようにというようなことになって、その時期も経過をしているわけでございます。そうしたこともございますいたしますので、可能な選択肢をいろいろと考えながら現在はやっていくときだというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 状況としては理解できなくもないんですけども、やはり私は、こういったものに機動的に対応するという意味も、いつまでに法律出さなきゃ駄目だというのも、考えてみれば、別にそうでなくてもいいわけですから、そういう意味では、私は、これまでの厚生行政のその体質というものを、意識変革を求める意味合いからも、閣法でやれというふうに指示していただきたいと。大臣の恨みではないでしょうけれども、目には目を、歯には歯ではありませんけれども、大臣はどちらかという恨みに報いるに徳をもってなすというような感じがいたしますけれども、私としては、日はともかくとして、閣法でやれというふうな思いでやっていただければと思うわけでございます。

そこで、この点、ちょっと二点だけお聞きしたい、あと二点お聞きしたいんですが、一つは、やっぱり、対象として坂口試案では四類型を出しておられたわけでございます、トータル十二万ですけども。この中で、これまでの御答弁で、入りたくても入れなかった人と、入れるけれども入っていなかったのだというのは違うんだと、こういうふうなトーンだったと思うんです。それも一つの私、区切りだと思っているんですが。

しかし、少なくとも、今回のやつは、未加入であった学生の方々の四千人というのが一つの直接的な事由だと思えますけれども、その他にも、五十七年一月以前、五十七年一月の国籍要件撤廃前に障害に遭われた外国籍の方、五千人、あるいは、任意加入だったころに障害に遭われた被用者の被扶養配偶者と、こういった方もおられるわけですが、そういった、入りたくても入れなかったといえますか、今日的には強制加入であるけれども、その時点ではそういうふうになっていなかった、その人たちはやはり一つのくくりとしてとらえるべきだと思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） この分野も、どこで区切りをするか、あるいは一括でするのかといった問題でございます。やるとしても、手順としてどこから始めるかといったようなこともあるというふうに思いますし、そうしたことを全体としてこれからどのように見ているかということでございますので、今そこをまだ確実に決めているということでは決してございませんので、よく御相談をしてそこは決めたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 それからもう一点、厚生労働省についてこういう記事がございました。救済

措置の検討は必要としながらも、地裁の判決については控訴する方向で調整していると、こういうふうな記事がございましたけれども、これはそういったお考えなんでしょうか。

○国務大臣（坂口力君） 裁判につきましてどうするかということもまだ決めておりません。全体の動向と合わせてこれは決めていかなければならないというふうに思います。

私も、この判決内容を今、全文読ませていただいているところでございます、そうした上で決断したいというふうに思っております。

○辻泰弘君 この問題は、坂口大臣は私なんかよりもはるかに御専門の領域だと思いますけれども、どうか、先ほど、これまでいろいろなところでお示しいただいた熱い思いといますか、国民生活を大事にするというそういう視点からお取り組みいただきますように、改めてお願いしておきたいと思います。

それで、また元に戻るといいますか、特例の部分に戻るわけですがけれども、今回の物価スライドの特例の対象者数、給付額、こういった資料を厚生労働省からお出しいただいているわけでございます。その中に、面白いと言っはなんですけれども、私なりに関心を持ちましたことは、今回の特例の対象者数は、年金関係では四千六百六十二万人となるということですね。あっ、失礼、厚年、国年、福祉年金が四千六百六十二万で、国共済、地共済、私学共済の計三百二十一万人と合わせた両者の四千四百八十三万人がその対象者であると、年金関係ですね。ただ、その基礎年金番号で把握した受給権者数は三千七十六万人であると。ということは、その差の千四百七万人でしょうか、その方々の分は重複計上になると、こういうことだろうと思うわけでございます。この重複計上という状況は、基礎年金番号では把握できているのかどうかと、この部分になるわけでございます。

すなわち、私どもが低年金者に対して最低保障を掛けるとか言いますと、共済と厚年、国年とのその連動ができていないんだと、状況を把握できないんだと、こういうふうなことをおっしゃるわけで、ここは意外に思うわけですがけれども、基礎年金番号でこういった重複の状況はどのように把握できているのか、現状を教えてくださいたいと思います。

○政府参考人（薄井康紀君） 今、先生御指摘ございましたように、今回の特例措置の対象者の、手当は別といたしまして、年金関係で申し上げますと、私ども社会保険庁が担当いたしております国民年金、厚生年金、そして福祉年金と、ここで四千六百六十二万人、それから共済関係、国共済、地共済、私学共済合わせまして三百二十一万人という数字でございます。合わせますと、御指摘のように、四千四百八十三万人ということでございます。

これらにつきましては、それぞれの制度で、今回の物価スライドによります財政影響、こういうのを見まして予算を作るわけでございます、その過程におきましては、それぞれの制度の受給権者という形で計算ができるわけでございます。

ただ、私ども、実際に、年金をもらっておられる方の実態ということをつかまえます

めに、いわゆる厚生年金、国民年金の基礎年金の上に二階の厚生年金が乗っている方、あるいは基礎年金の上に共済年金が乗っている方、あるいは基礎年金、共済年金、厚生年金と受け取っておられる方、こういう重複がございますので、それを基礎年金番号を使うことによりまして、実際に年金を受け取っておられる方が幾らおられるかということを整理をいたしております。その数字は三千七十六万人ということで、これが十四年度末の数字でございます。

ただ、国家公務員共済とかそちらの方の年金額の数字自体を今私どもの方がいただいてそれを積み上げるという形にはなっておりませんので、その部分も含めてのトータル額という数字は、今出ない状況になっているということでございます。

○辻泰弘君 すなわち、お一人お一人の年金額が幾つかの制度にまたがっている場合に把握できないという状況なんですよ。

○政府参考人（薄井康紀君） 厚生年金、基礎年金の上に厚生年金が乗っておりますケースにつきましては、これは私どもが両方支給しておりますから、それはトータルの数字としてつかまえます。ただ、共済年金で幾ら出られるかという数字を私ども今いただく形になっていないということでございます。

○辻泰弘君 基礎年金番号をせっかく入れたのに、そういうことすらできていないというのは、非常に何か残念といいますか、どうなっているのと思うわけですが、それをするためには何が必要になるんですか。

○政府参考人（薄井康紀君） 今直ちになかなかお答えすることは難しいわけですが、やはり共済組合サイドからそういうふうな情報をいただく。いただくについては、なぜそれをいただく必要があるかと、それぞれのところが、これ縦割りとおっしゃられるかも分かりませんが、共済年金は共済組合の方で支給をされておりますので、そういうふうな形のをいただく理由というか、そういうふうなものが恐らくは要るのかなと思うわけですが、そういうふうな全体の実態というものを少しつかまえるべきではないかという御指摘であれば、何らかの研究というのが将来的には必要なのかなという感じもいたしております。

○辻泰弘君 今のは法律改正が要るのかどうか、そのことなんですけれども、行政の対応としてあり得ることなんですか。

○政府参考人（薄井康紀君） いわゆるこの種の調査が、個々人の方の情報というのを私ども必ずしもいただかなくてもそれぞれの業務ができる、共済の方もできるし、私どもも

できるということでございますので、それについての情報をお互いに交換をする、あるいは私どもが共済から情報をいただくということについてどういうふうな仕掛けが要るのか、あるいは、これは単に法律とかそういう制度の話だけではなくて、実務的なところも出てまいります。そういうふうなことも含めてこれは考えるというか、そういうふうなことが必要かどうかということも含めて考えると、こういうことになろうかと考えております。

○国務大臣（坂口力君） 私も今この話初めて聞くわけですが、これから年金受給者に対して、だんだんと若い皆さん方にも、現在どれだけ負担をしていただいている、将来どうなるかということのお知らせをしなきゃならないようになるわけでございます。中には、ずっと共済年金に入っている方もあれば、ずっと厚生年金に入っている人もありますし、あるいは共済から厚生年金に途中で替わる人もございましょうし、これから様々になってくると。一元化の話がありますから、それはそうになってしまえば、もうそれで全部済むわけでございますけれども、現在のこの制度のままであったとしても、この制度間で行き来する人の数はこれから増えると思わなければなりません。

したがって、制度間で行き来しているから過去の分は分かりませんというのでは話にならぬわけでございますので、そこは分かるようにこれはいたしますから、もし各共済やその他のところとお話をしなきゃならないのであれば話をしまして、そこは行き来できるようにしたいと思います。

○辻泰弘君 前向きな御答弁いただきました。

年金担当大臣というお立場でございましょうから、やはり是非その分は、せつかく基礎年金番号を入れてそんなこともできていないのかということ、私はむしろびっくりしたようなことでございますけれども、是非そういうお取り組みを早急に作っていただくことを申し上げたいと思います。

それから次に、今回の特例措置の実施に伴う財政影響ということについてですけれども、先ほど局長からも言及があったわけで、厚年、国年で給付ベース二兆二千億とかそういう数字があるわけでございます、国庫負担で三千五百億とかそういうのがあるわけですが、いずれにいたしましても、その、これまでの、十二年度から十六年度の措置が今後どういうふうになるのか、そういう見地からの財政見通しは出されてしかるべきだと思うわけです。ですから、これまでの措置なかりし場合はこういう財政の姿である、今回、これまでの五年、二、四、五年の、五年間の措置によって財政的にこういうふうになるんだと、こういうものを示していただくべきだと思うんですけれども、そのような資料提出、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 今、先生からお尋ねのありました、物価スライドの特例措置を行いませんで、原則どおり物価の下落に応じて年金額を改定したというふうに仮定を

いたしますと、特例措置を行った場合と比べまして、特例措置の影響が解消されるまでの間、これいずれ解消するという基本的な考え方でございますけれども、その間、支出がより減少いたしまして、その分積立金が増加したということになるんだらうと思います。その結果、年金財政が若干改善されるということは間違いのないことだらうと思いますが、ただ、ある期間の違いでございますので、そういう意味では経過的でございます、長期的な年金財政への影響は非常に限定的だらうというふうに考えております。

○辻泰弘君 限定的かどうかという判断は、それは後ですればいいわけで、いずれにいたしましても、年金について二兆円、給付ベースで影響があるということで、この間の局長の私に対する質問の答弁では、一千億でも大きな額だと、このようにおっしゃっているわけですから、二兆円というのはいくらも大きいのは当たり前のごとでございます、そういった意味で、このことについても、どういったこれまでの二兆円に、二兆二千億に財政影響が及ぶ措置が今後の年金財政にどういうふうな影響があるのかということ、限定的だとおっしゃる前に、示していただくように求めておきたいと、このように思うわけでございます。

それから、それと連動しますけれども、この間の私の予算の委嘱審査の折に御質問したことに絡みますけれども、いわゆる保険料の流用ということがあったわけでございます。財政特例法によって、構造改革法でやったやつその後、十六年度それで手当てしたといひますか、対応したということでございます。十七年度は分からないということになっているわけですが、ただ、その後私いろいろ調べますと、大臣はこのことについて記者会見で、昨年暮れ、このことについて悲鳴を上げたんだと、前のおり戻ることを期待しているんだと、このような御発言があったと。それから、局長、吉武局長は、一千億と大きな取扱いだということで、私といたしましては、これまでの流れから見れば、十七年度においてこの措置はないということも、当然ないようにすべきだと思っておりますけれども、そういった前提での財政試算というのを私前回要求しておきましたけれども、この点についてもやっぱり、前回は状況説明があったわけですが、私としては、その点はやっぱり出してしかるべきだと、この措置、財政の保険料への事務費への流用の部分を継続すればこうなる、十六年度でとどめるならばこうなるというのを出すべきだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 大臣には去年の年末の予算折衝で財務大臣とこの問題にも折衝していただいたわけでございます。それで今回の措置になっておるわけでございますが、私どもの今の財政計算といひますか、でお示しをしているポイントだけちょっと申し上げますと、平成十年度から事務費につきまして、先生御質問の財政上の特例措置が講じられまして、それから平成十六年度にも継続をしておるわけでございます。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

ただ、特例措置を講じます前の平成九年度の業務勘定への繰入額が二千九百三十四億でございまして、それから平成十六年度予算案におきます繰入額は二千八百六十七億でございますので、トータルとしては、この特例措置によって業務勘定への繰入額を余り増やさない形でございまして、ということがございます。そういうことがございます。

それから、保険料財源の中には、いわゆる年金相談でございますとかあるいは給付に関連しまして、被保険者へのサービスの向上を図るといふことで、従来から審議会の御意見もお聞きしながら、言わば定着しているものもございまして、そういうものを全体どう考えるかということがあるのではないかと、いふふうに思っています。財政的に申し上げますと、この特例措置、あるいは保険料の財源の繰入れが減るといふことは、その分が国庫負担に替わってまいりますので、財政的にはより安定するといふ方向になってまいっていることは違いないわけでございますけれども、年金の財政試算としては言わば少し堅めの前提を置いているといふことで、この直近の状況を反映いたしまして計算をいたしております。

それから、今、先生がおっしゃいました、平成十七年度以降これどう考えるかといふのは、大臣のお気持ちはもう私ども本当に十分、昨年大臣の折衝にも同席させていただきましたのでよく分かっておりますが、十七年度予算をどうするかといふことはこれからの検討の状況にかかわりますので、そういうことを見ながら、先生がおっしゃるようなことも必要に応じて、私ども必要な計算はやっていきたいといふふうに思います。

ただ、なかなか、今申しましたようなことで、前提条件の置き方がなかなか難しいといふことは御理解をいただきたいと思っております。

○辻泰弘君　それで、今度の年金の関連資料で厚生労働省が出していらっしゃるの、物価上昇率の見通しといふことで、これは基本的には「改革と展望」に基づいて二〇〇八年まで出していらっしゃるということで、二〇〇九年以降は一・〇%と、こういう想定になっているわけですが。

これを見ますと、十七年、十八年で、十七年〇・五、十八年一・二ですから、ちょうどそれを足しますと一・七になるわけでございますので、そういう意味では十九年度にその分が一・七%取り戻しになると、こういうふうに位置付けられるのかなと思っております。その後の十九年度からマクロ経済スライドに掛かるのかなと、こういうふうに思うわけですが、そういう理解でいいんでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君）　私どもの財政見通しにつきましては、二〇〇八年、平成二十年までにつきましては「改革と展望」二〇〇三年度改定の参考試算、これに準拠して試算をいたしております。これは、それ以降につきましては物価上昇率一・〇%、それから実質賃金上昇率一・一%という形で試算をいたしております。

ただ、これは今後実際にどうなっていくかということになってまいりますので、現実には実際の物価の状況に対応して考えていくということでございますが、「改革と展望」の参

考試算のとおりに物価が平成十七年〇・五%、平成十八年に一・二%というふうに上昇いたしますと二年間で累計一・七%上昇することになりますので、特例措置によりまず言わば据置き分一・七%分につきましては平成十八年、十九年度に解消されるという形になってまいります。それを前提といたしまして、マクロ経済スライドにつきましては、平成十九年分の物価上昇率が年金額に反映されます平成二十年度から適用されるという形になっています。

ただ、いずれにいたしましても、それは現実の数値がどうなるかということで決定されるものでございます。

○辻泰弘君 もう一点、一・七%分を解消することになる年度にまだ余りがあるといえますか、その上昇率が残っていて、その分に対してマクロ経済スライドを掛けるという状況はあり得るのでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） いろいろな前提でございしますが、例えば新規裁定の方につきまして、マクロ経済スライド調整前の賃金上昇率といえますか、これが例えば一・六%ございまして、それで今の物価の特例措置分がその前に段階的に解消されまして、最後、物価分が〇・二%残ったという状態になりますと、まず〇・二%の解消を優先をさせていただきまして、残りの一・四%についてマクロ経済スライドを適用するという、こういう構造になってございます。

○辻泰弘君 ここで、財務省と内閣府の方にも来ていただいておりますので、ちょっと御質問を申し上げたいと思うんですけれども。

財務省は今年一月に十六年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算というものを出されているわけでございます。その中の消費者物価上昇率は、十七年度〇・五、十八年度一%、十九年度一・五と、こういう想定で作っていらっしゃるわけですが、この試算の中でその十七年度以降の物価スライドをどのように措置されたということになっているのかということでございます。すなわち、一・七%分の解消はいつになっているのかと、またマクロ経済スライドの適用ということはどうなるのかと、このことについて御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（杉本和行君） お答えさせていただきます。

後年度影響試算についての御質問でございしますが、後年度負担推計におきましては、物価スライドにつきましては十六年度予算で決まりました取扱い、これを前提に、これを将来の推計上に投影していくという考え方でやっております。それぞれの年度の直前の消費者物価指数の伸率を反映した改定を行うこととしておりまして、その中で消費者物価がプラスとなる場合は、過去の停止分、マイナス一・七%でございしますが、これを解消するま

で物価スライドをしないということを仮定して試算を行っております。

具体的には、今、辻先生おっしゃいましたとおり、物価につきましては私どもでは、平成十六年度がマイナス〇・二%、十七年度〇・五%、十八年度一・〇%という前提を置いて、これを基に試算しております。この結果、十七年度、十八年度、十九年度、私どもの影響額試算は十九年度まででございますが、十九年度までの間には物価のプラスの合計分は一・七%に届かないために、このマイナスイ・七%は影響試算上はまだ解消されていないという姿になっております。したがって、マクロ経済スライドについては、物価スライドの過去分が、停止分が解消されていないということになっておりますので、後年度影響試算においては適用はしておりません。

○辻泰弘君 分かりました。

それから、内閣府の方も「改革と展望」の参考資料を出していらっしゃるわけですが、その中で物価の上昇率の想定があるわけですが、この内閣府の参考資料の中で十七年度以降の物価スライドをどう措置されているのか、また一・七%分の解消はいつになるのか、マクロ経済スライドはどういうふうに適用されているのか、そのことについて御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（小平信因君） 今、先生からお話ございましたように、「改革と展望」の参考資料ということで、「改革と展望」を経済財政諮問会議で議論をいただく際の参考資料ということで試算を提出をいたしております。この試算は基本的には経済財政モデルによりまして試算をいたしております。

ただいまの物価スライドの考え方につきましては、財務省からの御答弁がありましたとおり、前の年、直前の年の消費者物価指数の伸び率を反映した改定を行うと。それから、消費者物価がプラスとなる場合は、過去の停止分一・七%、マイナスイ・七%分を解消するまで物価スライドをしないという仮定を置いて試算をいたしております。

ただ、このモデルは年度モデルでございますので、便宜、モデルの中で出てまいります前年度の消費者物価指数を使って試算をしているということでございます。その結果といたしまして、私どもの試算でございますけれども、消費者物価の上昇率でございますが、二〇〇五年度が〇・五%、二〇〇六年度が一・二%ということで、両方足しますと一・七%ということになります。

したがって、十九年度の消費者物価上昇率一・五%というふうにモデルの中で試算しておりますけれども、これが二〇〇八年度に反映をされるということでございまして、二〇〇八年度からマクロ経済スライドが適用されると、こういうことで試算をいたしております。

○辻泰弘君 分かりました。



それで、この内閣府の試算の中で、消費者物価上昇率は二〇〇八年度まで明示されているわけなんですけれども、その二〇〇九年度以降、プライマリーバランスの改善する二〇一三年度という想定ですけれども、そのときまでの消費者物価上昇率をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（小平信因君） 消費者物価上昇率でございますけれども、これも、本来「改革と展望」は二〇〇八年度までということでございますので、そこの先の数字につきましては更に参考の参考というような位置付けでございますけれども、申し上げますと、二〇〇九年度の消費者物価上昇率が二・一%、二〇一〇年度が二・〇%、二〇一一年度が二・一%、二〇一二年度が二・二%、二〇一三年度が二・三%というように試算をいたしております。

○辻泰弘君 将来にわたる試算ですから、もちろん前提も置かなければなりませんし、そのとおり動くということはないわけですけれども、しかしやはり人間ができることというか、やはり一つの目標なり計画なり、それなりにプランを持ってそれを手掛かりにしながらやっていくということしかないと思うわけでございまして、そういう意味で、この「改革と展望」とか、歳出・歳入の試算とか、また厚生労働省がやっておられる厚年、国年の財政の将来見通し、共済もそうあるべきだと思いますけれども、そういったものはやはり大事なものだと思いますので、これからもより精緻なものを作っていただくようにお取組をいただきたいと思うんですが。

同時に、望むらくは、それぞれが個別にコンピューターを回してやっつけらっしゃるんだと思うんですけれども、それぞれの長所といいますか、それぞれの強みというものもあると思うわけでございまして、そういう意味では、年金局と主計局とそれから内閣府の方の御担当とそれぞれ連携を深めていただいて、そういったより状況を反映したといいますか、より専門的な形での試算を積み上げていただくように、そのことについては御要請を申し上げておきたいと、このように思うわけでございます。

それで、あともう少し幾つか御質問したいんですけれども、まず、さっき申し上げたマクロ経済スライドについてちょっとお聞きしておきたいと思うんです。

マクロ経済スライドは、スライド調整率の想定は、公的年金全体の被保険者数の減少率と平均的な年金受給期間、すなわち平均余命の延びを勘案した一定率と、こういうふうな想定になっているわけですけれども、この率の算出方法ですね。すなわち、被保険者数を把握せないかぬわけですけれども、これはいつの時点で把握することになるのか、どういうふうな把握をされるのか、お示しいただきたいと思います。

〔理事武見敬三君退席、委員長着席〕

○政府参考人（吉武民樹君） マクロ経済スライドにつきましては、被保険者数で申し上

げますと、仮に平成十六年度にマクロ経済スライドを実施というふうに考えていただきまして、そうしますと、平成十五年の秋に、平成十五年の被保険者総数というのはなかなか年度途中でございますので把握はできないわけでございますが、平成十四年度の被保険者総数が確定をいたします。その平成十四年度の被保険者総数の確定を踏まえまして、被保険者数の変動率といいますか、これはほぼ確定をいたしまして、これと物価それから賃金、これによります再評価率を確定をいたしまして、両方の状態が一月ごろに確定をするという状態でございます。

ですから、被保険者数の変動そのものは前年の秋に確定をいたしまして、それから最終的に消費者物価が確定をいたしますのが一月でございますので、これによって確定をするという形でございまして、ちょうど今、物価スライドの改定を御検討いただきますときに、十二月ではほぼ見込み値で出させていただけまして、一月で確定値を出させていただけます。それと同じような状況で御報告できるようなことになるというふうに思っております。

○辻泰弘君 そうすると、消費者物価指数が一月末に十二月までのが出ると。そのときにそれ以外のものも出そろっているから、実質四月から適用されるマクロ経済スライドの調整率は今の物価スライドのときと同じタイミングで決められるんだと、こういうことによるしいわけですね。

○政府参考人（吉武民樹君） 一月末に消費者物価は確定をいたしますので、私ども今もそういう形で公表させていただいておりますが、二月の初めには確定値を申し上げることはできるだろうというふうに思っております。

○辻泰弘君 あと、物価スライドのことについてですけれども、諸外国でこの物価スライドというのはどういうふうになっているのかということなんです。聞くところによると、アメリカなどにはそういう規定があるというふうにも思うんですけれども、諸外国の実情をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（吉武民樹君） ドイツにつきましてはいわゆる可処分賃金スライドを実施をしております。これは前回、平成十一年の年金法の改正の際に、既裁定の方について物価スライドということにさせていただいたわけでございますが、今の状態で申し上げますと、日本がかつて取っておりました賃金スライドにはほぼ即したものはドイツだけでございます。アメリカで申し上げますと、基本的にはやはり裁定は物価スライドという形になっておりますし、フランスはもっと厳しくて、新裁につきましても、賃金の再評価を行わずに、名目賃金に対して物価の上昇率で評価をするという仕組みを取っています。

ただ、そのいずれの国におきましても物価がマイナスになったという状態はございませ

んで、現実にマイナスの物価スライドは行われていないということでございます。

それから、制度的に申しますと、アメリカの場合には、物価がマイナスのときにはマイナス改定を行わないという仕組みを取ってございます。

○辻泰弘君 すなわち日本だけがその具体的なことに対応していると、こういうことになるわけですね。

○政府参考人（吉武民樹君） 日本の経済社会がこの厳しい状況の中で現実にマイナスの物価という状態になっているということだろうと思います。諸外国の場合にももちろん可能性はあるだろうというふうに思いますが、今のところそういうマイナスの物価という状態にはなっていないということでございます。

○辻泰弘君 年金の算定に当たって、過去の標準報酬月額を再評価するというので賃金スライドでやってきたということが今日までの状況だったわけですが、再評価率の表は持っているわけなんですけれども、そもそも、この再評価の算出のベースとなる統計は何なのかということがちょっと、必ずしもよく分かってはおりませんで、その点について御説明いただけるでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 再評価のそのベースとなります賃金につきましては、これは厚生年金それから共済年金、全体の賃金によって再評価を行うということにいたしております。基本的には賃金の上昇率ということになってまいりますが、先生御案内のとおり、賃金の上昇の中にはいわゆる年齢構成が変わることによって変わる部分がございます。

その再評価といいますのは、賃金の価値を現時点の賃金に対応してどう考えるかということでございますので、基本的には、今申しましたように、賃金の名目額の上昇を基本としながら、これに対して例えば年齢構成の変化でありますとかそういうものを勘案をいたしまして決定をするということでございますが、ベースは名目賃金の上昇を基本といたしております。

○辻泰弘君 その名目賃金の取り方といいますか統計のことなんですけれども、ここで議論してもあれですが、後ほど、例えば三十三年以前だと十四倍とか、こういうのがあるわけなんですけれども、こういったものをどういうふうに出していらっしゃるか、また資料をいただきたいと思うんですけれども、お願いできるでしょうか。

○政府参考人（吉武民樹君） 詳しい資料を御説明申し上げます。

○辻泰弘君 残り時間わずかですけれども、あと一問御質問したいと思います。

今回の物価スライド特例措置のときの財政影響額ということで、十五年度特例措置による財政影響額と十四年度特例のときの財政影響額というのをを出していらっしゃるんです。給付ベースでは十四年より十五年が伸びているんですけども、国庫負担ベースではむしろ下がっていると、こういうふうな結果になっているんですけども、このことについて御説明いただけるでしょうか。

○政府参考人（薄井康紀君） 厚生年金の国庫負担でございますけれども、基礎年金拠出金の三分の一というのが一つ原則としてございますが、それとは別に、経過的な国庫負担といたしまして、厚生年金の昭和三十六年四月前の期間の給付費の百分の二十、二〇%と、こういうふうなものがあるわけでございます。

基礎年金拠出金に係ります国庫負担というのは基礎年金受給者が増えていくことに伴いまして増えていくわけでございますが、一方で、今申し上げました経過的な国庫負担の方は毎年減少していくという要素があるわけでございます。

そういう状況の中で、平成十四年度と十五年度と比べますと、給付費の方は増えておるわけでございますが、国庫負担の方は逆に減少していると、プラスとマイナスの要因の中でそういうことになっていると、こういうことでございます。

○辻泰弘君 時間が参りましたので、以上で私の質問終わらせていただきます。